

仕様書

1 事業の名称

令和8年度北陸地域における東南アジア向けランドオペレーター招へい・商談会開催業務

2 業務の目的

当事業は、東南アジア市場から北陸地域へのインバウンド誘客を促進するため、東南アジア市場を取り扱う国内ランドオペレーターを招へいし、北陸3県（富山県・石川県・福井県）の観光コンテンツ等の視察を実施するとともに、北陸3県の観光事業者との商談会を開催することと、北陸広域周遊商品の造成および送客拡大を図る。

3 委託期間

契約締結時～令和9年3月31日

4 対象市場

東南アジア市場（タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン等）

5 業務内容

（1）ランドオペレーター事業者の招へい、北陸3県視察

ア 東南アジア市場向け訪日旅行商品の造成および販売を行う国内ランドオペレーター事業者（以下、「招へい事業者」という。）12者以上（1社1名）を商談会・北陸3県視察へ招へいすること。

イ 招へい事業者については、東南アジア市場における送客実績や北陸地域への誘客効果等を勘案のうえ選定し、事前に当協議会の承認を得ること。あらかじめ、各招へい事業者の選定理由を明確にしたうえで提案すること。

ウ 招へい事業者は東京を中心とするが、北陸地域への誘客に向けた高い効果が見込まれる場合など、関西圏・中京圏・その他のエリアからの招へいも認める。

エ 視察期間は商談会を含め2泊3日以上を基本とし、富山県、石川県および福井県の観光資源、宿泊施設、体験コンテンツ、交通インフラ等を効果的に紹介できる行程とすること。

オ 視察コースについては、北陸地域ならではの自然景観、食、伝統文化、温泉、体験型観光コンテンツ等を組み込み、東南アジア市場のニーズを踏まえた内容を提案すること。

カ 招へい事業者や県内視察先に対して、事業の趣旨および各視察行程のコンセプト、訪問の目的などを予め十分に説明すること。

キ 招へい事業者の福井県内の商談会場への移動手段、北陸地域視察に係る移動手段を手配すること。なお、商談会会場は事務局で選定中の為、福井県内として想定する事。

ク 招へい事業者の飲食、宿泊（1名1室）を手配すること。

ケ その他、招へい事業者及び視察先との連絡調整、有料道路及び駐車場の利用料、視察先

- の入館料・体験料、バスに積み込む飲料など、招へいおよび県内視察に必要な一切の手配を行うこと。なお、商談会会場費用については委託料に含めないこととする。
- コ 視察行程中において、招へい事業者が快適に過ごせるよう、十分に配慮すること。
- サ 各県の視察について、宿泊をしない地域での視察時間を十分に確保すること。
- シ 視察行程については、別添「視察行程（案）」を基に協議会と協議の上決定すること。
- また、事業者が決定した後、委託者と相談して変更、修正が入る可能性があることを留意すること。

（２）商談会の開催

- ア 「５（１）」の実施に合わせて、招へい事業者と県内観光事業者等（以下、県内事業者という。）との商談会を福井県内で開催すること。
- イ 商談会会場は事務局で選定中の為、福井県内の宿泊施設内にあるホールの使用をイメージし、手配および設営を行うこと。なお、本見積の中には会場費を含めないこと。
- ウ 商談会の構成および実施方法を提案すること。提案に基づき、当協議会と協議の上、決定すること。商談会の構成および実施方法についてその理由を明確にし、提案すること。
- エ 商談会に参加する北陸地域の観光関連事業者の募集を行うこと。東南アジアを対象とする招へい事業者の商談相手として適当な北陸地域事業者を各県最大８者選定すること。
- オ 商談会の構成および実施方法については、招へい事業者と参加事業者との効率的なマッチングが図れるように提案すること。
- カ 招へい事業者および県内事業者向けに商談会マニュアルを作成すること。マニュアルの内容は以下のようなものを想定する。
- ・ 商談会の概要
 - ・ 招へい事業者の概要（会社概要、参加者名など）
 - ・ 北陸地域事業者の概要（会社概要、参加者名など）
 - ・ 商談会のスケジュール、ルール、ポイントなど
 - ・ 事務局（受託者）の連絡先など
- キ 商談会時における参加者受付、会計、案内などの運営の一切を行うこと。司会は県が担うことを認めるが、進行台本は受託者が作成すること。
- ク 商談会の実施に係る備品などを手配すること。
- 必要備品（想定）
- ・ プロジェクター、マイク、マイクスタンド、コンセント延長コード、商談会用の呼び鈴、ブザーなど
 - ・ 飲料、名刺ストラップ、お土産（招へい事業者１社につき１個）
 - ・ その他、当協議会と協議して決定した必要備品、装飾など
- ケ 招へい事業者が商談会会場の最寄り駅に到着する時間から商談会開始時間までに、昼食時間を跨ぐ場合、招へい事業者用に軽食、飲料を準備すること。

- コ 商談会終了後、招へい事業者及び参加事業者による交流会または懇親会を開催し、商談機会の創出および関係構築を促進すること。
- サ その他、招へい事業者および北陸地域事業者、商談会会場の連絡調整のほか、会場内において使用する机・椅子、飲食など、商談会および懇親会の実施に必要な一切の手配を行うこと。

(3) アンケートの実施

- ア 招へい事業者を対象として、県内視察および商談会に関するアンケートを実施すること。
- イ 北陸地域事業者を対象として、商談会に関するアンケートを実施すること。
- ウ アンケート内容を提案すること。提案に基づき、協議会と協議の上、決定すること。

(4) その他

- 5 (1) および5 (2) を合わせた全行程について、実施時期は令和9年1月頃とし、2泊3日以上を想定する。

(5) 実績報告書

下記事項についての実績報告書を作成し、令和9年3月31日(水)までに北陸国際観光テーマ地区推進協議会に提出すること。

ア ランドオペレーター事業者の招へい、北陸地域視察

- ・連絡先、担当者の入った招へい事業者リスト
- ・視察内容(全体の行程など)
- ・実施状況および写真(キャプションをいれること)
- ・その他協議会が必要とする事項

イ 商談会の開催

- ・実施状況および写真(キャプションをいれること)
- ・その他協議会が必要とする事項

ウ アンケートの実施

- ・アンケートの集計・分析結果
- ・その他協議会が必要とする事項

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像財産権等は原則として全て富山県、石川県、福井県に帰属すること。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (4) 受託者は、成果物に関する著作権人格権を行使しない。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。
ただし、あらかじめ協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (7) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、協議会と協議して決定のうえ、書面にて確認すること